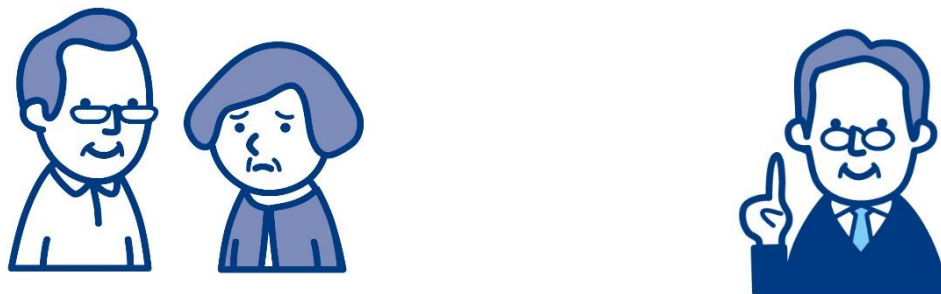


民生委員の仕事



函館市民生児童委員連合会
会長 船橋優子

1 民生委員とは

地域住民の立場にたって、地域の福祉を担うボランティア。

- ・自らも地域住民の一員として、自分の住む地域を見守り、困っている人に声をかけたり、相談に応じたり、安否確認などを行う地域の相談役で、専門機関とのパイプ役。
- ・地域福祉の担い手として、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいる。

2 民生委員の立場

- ・ 厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。
（民生委員法）
- ・ 児童委員を兼ねている。（児童福祉法）
- ・ 給与の支払いはない。
- ・ 任期は3年間で、再任も可能。

3 民生委員の任務

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場にたって相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等の関係機関の業務に協力するなど、社会福祉の増進に努める。

民生委員になるには・・・

- ①民生委員推薦委員会が民生委員法に規定された要件を満たす人を函館市長に推薦する。
 - ②函館市長は地方社会福祉審議会の意見を聴く。
 - ③意見を聴いたのち、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱をする。
- ※なお、民生委員の定数は厚生労働大臣が定めた基準により、市町村ごとに決まっている。



4 民生委員の活動【7つのはたらき】

(1) 社会（世帯）調査

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する。

(2) 相談

住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談に応じる。

(3) 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。

4 民生委員の活動【7つのはたらき】

(4) 連絡通報

住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプ役を果たす。

(5) 調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援する。

4 民生委員の活動【7つのはたらき】

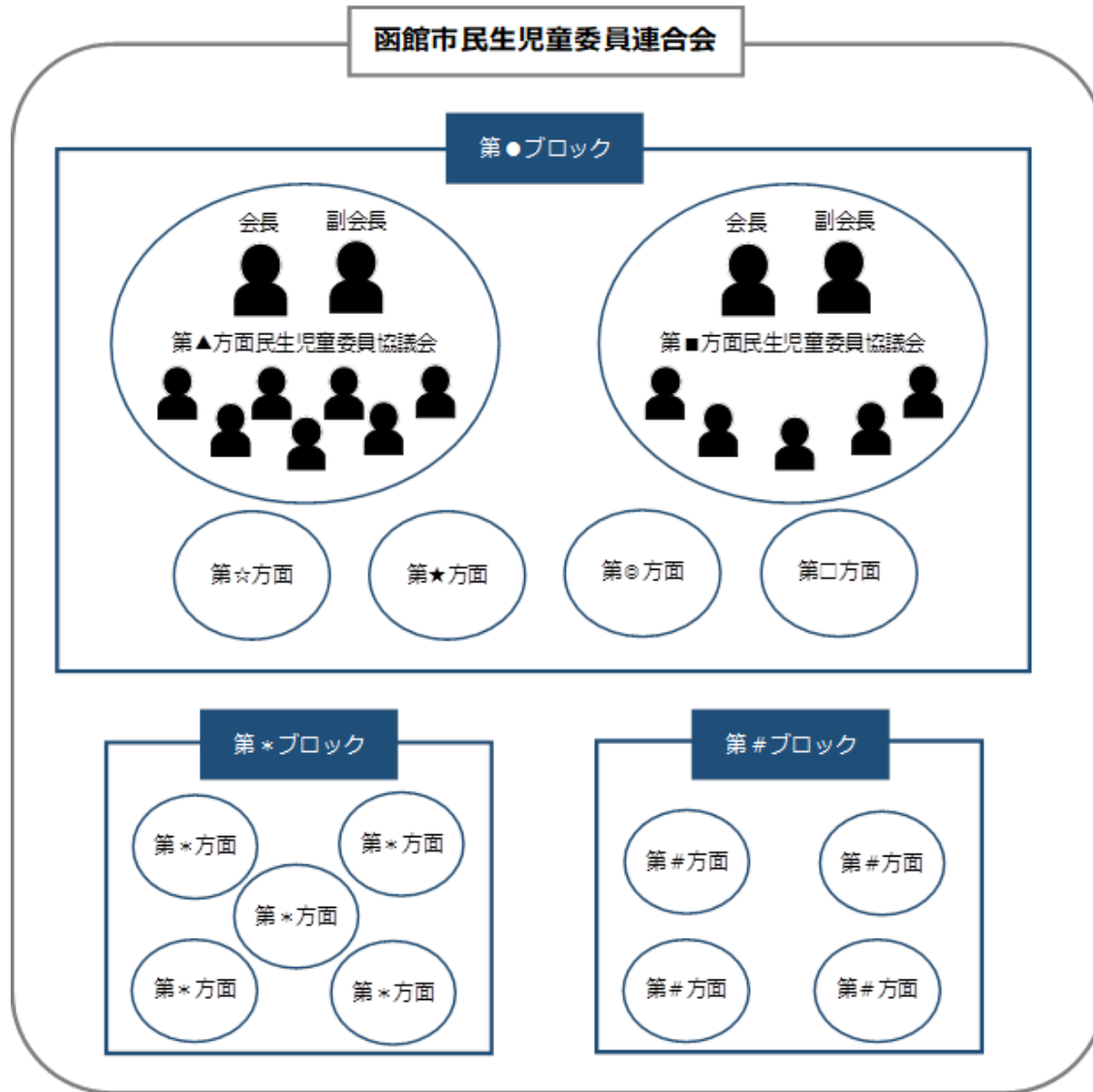
(6) 生活支援

生活困窮者等の住民が求める生活支援活動（相談援助）を自ら行い，また支援体制をつくっていく。

(7) 意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ，必要に応じて民生児童委員協議会をとおして関係機関等に意見を提起する。

5 函館市の民生委員の組織（所属）



5 函館市の民生委員の組織（所属）

- 民生委員
 - ・ それぞれ受け持ち担当区域がある。
 - ・ 函館市では 7 1 0 人が活動している。
- 民生児童委員協議会（通称：民児協）
 - ・ 民生委員法第 2 0 条に基づき設置されている。
 - ・ 市町村の一定区域ごとに置かれる協議会で、民生委員それぞれの活動を通じて把握した地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、研修を行っている。

5 函館市の民生委員の組織（所属）

- 民生児童委員協議会（通称：民児協）
 - ・ 函館市では 3 ~ 18 町で 1 方面となっており、全部で 30 方面ある。
 - ・ 各方面の民生委員は 7 ~ 37 人で、会長、副会長がそれぞれ置かれている。
 - ・ それぞれを「第〇方面民児協」 ， 「第〇方面」と呼ぶことが多い。
 - ・ 各方面で 1 か月に 1 回定例会を開催している。

5 函館市の民生委員の組織（所属）

●ブロック

- ・複数の方面が集まりブロックが組織され、研修を行っている。
- ・函館市では4～6方面で1つのブロックとなっており、全部で6ブロックある。

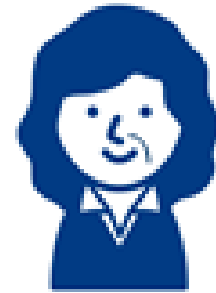
●函館市民生児童委員連合会（通称：民児連）

- ・若松町の総合福祉センター（あいよる21）の3階に事務局がある。
- ・各方面の会長、副会長が集まり、1か月に1回連絡会を開催している。

例) 民生委員Cさんの場合

- 受け持ち担当区域

高丘町○番地～○番地



- 所属方面民児協

第14方面民児協に所属

(戸倉町, 榎本町, 滝沢町, 見晴町, 上野町,
高丘町)

- 所属ブロック

第3ブロック(第12方面～第17方面)